

### 第 3 7 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和5年7月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

#### 出席委員（22名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	13 番 市 村 正 司
14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一	16 番 関 成 一
17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄
24 番 外 岡 健 寿		

#### 欠席委員（1名）

23 番 小 島 雄 一

#### 事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴
農 政 係	青 木 貴		

#### 内 容

##### 1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について

議案第5号 土地現況証明願に対する承認について

議案第6号 農地法の適用に基づく非農地判断について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

## 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 転用事実証明の発行について
- 報告第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日出席する予定の方は全員おそろいですので、これから始めたいと思います。

それでは、会長、開会をよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本日は第37回ということもあり、今期最後の総会になります。皆様には3年間大変お世話になりました。ありがとうございました。おかげさまで何の支障もなく通過することができまして本当にありがとうございました。

振り返ってみますと、今期は3年前に新型コロナウイルス感染症が発生しまして、それから総会を36回開催したわけですが、東部、中部、西部の3班の全員参集で総会をできるということについて最近だったばかりで、大半は3つに分けた内の2班で総会を開催していたという経緯でした。このような状況もあり、農業委員、農地利用最適化推進委員の親睦会を兼ねた研修視察であります。今期は実施することができませんでした。本当に残念な今期でありました。

今回農業委員の中で5名の方が退任されるということになっております。本当に大変お世話になりましたし、これからも水戸市の農業、また農政の発展のためにご尽力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第37回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は1名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

5番の今関征一委員、そして6番の深谷泉委員、よろしく願いいたします。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がありますので、お手元の第37回総会（訂正表）と記載された用紙を御覧ください。

訂正案件は、1件でございます。

案件は、議案書の10ページになります。

議案第3号（5条）の第23項で、上から2段目になります。

7月12日に申請人から記載事項変更申請が提出されたことによる訂正です。

説明は以上でございます。

議長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第37回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が19件、農地法第4条の審議案件が1件、農地法第5条の審議案件が29件、相続税の納税猶予に係る適格証明願が2件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が13件、農地法第4条の届出が8件、農地法第5条の届出が23件、農地法第18条第6項の通知が3件、制限除外の農地の移動届出が2件、登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして105件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を16番の関成一委員、よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われまので，皆様のご審議  
よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われまので，皆様のご審議  
よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，契約内容は売買であります。受人は自家消費するため  
に申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。

この案件につきまして，受人にヒアリングしたところ，農機具としては軽トラと耕運機があるということで，そのほか必要に応じて友人から機械類については借りるということなので，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思いますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われめますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項と第6項は関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第5項，第6項ともに契約内容は売買であります。受人は自家消費するために申請

地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，受人は自給的農家であり，家庭菜園用の耕運機などを所持しており，付近の耕作の実績もあることから，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願  
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。



次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

受人は国営事業を予定している農家でありまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当思われれますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項と第16項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項と第16項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第15項、第16項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は、自作地に隣接し、耕作に便利のため、または以前から申請地を耕作してきたため、申請地を交換し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご

審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がり  
のある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第  
4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番，江橋です。

この件について調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから，第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われまゝ。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は9か月であります。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお

願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

今関委員 5番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項及び第17項は同一事業でありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項及び第17項でございますが、同一事業でございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第16項が売買で、第17項が使用貸借であります。受人は、平成15年3月頃に水道管を埋設しましたが、手続が未済のため始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。



事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われます。

なお、転用期間は10か月でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、300メートル以内に常澄出張所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、申請地は令和4年12月13日に転用許可済地でございますが、計画変更に伴い、承継を伴う事業計画変更申請が提出されております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので

で、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と見做されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、農振農用地であります。農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。

なお、提要期間は3か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 山林  
や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料さ  
れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、300メートル以内に内原出張所があることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

23番，小島委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われるという報告を受けておりますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、議案の説明の前に相続税の納税猶予について説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予の制度は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続した者が農業を継続する場合、または相続した農地を農業経営基盤強化促進法いわゆる利用権の設定により貸し付ける場合、相続人が農地として利用し続ける限り、相続人に課税される相続税の納税が猶予される制度です。

相続税の納税猶予の免除につきましては、市街化区域と市街化調整区域では条件が異なります。

まず、市街化区域の場合、相続した農地を今後20年間農地として相続人自ら耕作することにより相続税が免除されます。

一方、市街化調整区域につきましては、農地として利用する期間が終身継続となり、そのことにより納税が免除されることとなります。

また、適用を受けるには、相続発生時から10か月以内に申告せねばならないとさせていただきます。

それでは、第1項について説明いたします。

相続人は、被相続人から農地を相続し、現在農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお、願出の土地は、市街化区域の農地が3,360平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関係委員 16番、関です。

15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われるとのこと。ご審議をお願いします。

議長 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項について説明いたします。

相続人は、被相続人から農地を相続し、現在農地として利用されており、納税猶予を受けるため、今回相続人から適格者であることの証明願が提出されたものでございます。

なお、願出の土地は、市街化区域の農地が2,346平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

15番、笹沼委員の代理の発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われるとのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する協議についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは皆様、お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項酒門町の畑1.72平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、非農地として証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局からただいま説明ありましたが、ご意見、ご質問がございましたらば  
お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定  
いたします。

議案第6号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。  
事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料別紙2をご覧ください。4枚つづりのものでございます。

議案第6号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明をいたします。

農地の非農地判断につきましては、6月の荒廃農地パトロール現況調査におきまして、森林または原野の様相を呈しており、農地に復元するには困難であり、また周辺の状況から見て農地に復元しても継続して利用することが困難であると地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対し非農地通知一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断をしたいと思えます。

初めに、酒門町、元石川町についてお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

1番から60番までの土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林または原野の様相を呈しており、農地に復元するのが困難であるため、非農地と思われまますので、皆様のご審議お願いいたします。

議 長 それでは、次に米沢町についてお願いします。



皆川（晃）委員 17番，皆川です。

4ページの61番から63番の土地ですが，この件について調査検討したところ，現地は森林または原野の様相を呈しており，農地に復元するのが困難であるため，非農地と思われまますので，皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま二方の委員から非農地が妥当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，非農地することに決定いたします。

議 長 次に，議案第7号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の木村よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは，議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは，令和5年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。表の1段目から4段目それぞれの期間ごとの設定については，各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては，田が9万6,162平米，うち再設計が4万6,388平米，畑が8万3,856平米，うち再設計が9,769平米，設定者48名，取得者16名，うち再設定の設定者18名，取得者8名でございます。

利用権設定日は令和5年7月20日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化設置法に定める各要件を満たしていると考えます。

また，中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては，最終ページに記載がございますので，各自でご確認をお願いいたします。

議案第7号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが，ご意見，ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第37回総会を閉会といたします。

ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時10分